



労働条件等に関する要求書

都市整備部に働く職員の労働条件向上と健康で働きやすい働きがいのある職場を作るため次のことを要求します。誠意を持って回答されたい。

1. 労使慣行については厳守するとともに、労働条件の変更にあたっては、必ず事前協議を行うこと。
2. 年間総労働時間1700時間を達成するために、次のことを行うこと。
 - ① 各課(室)、各事務所の年休、夏期休暇、ゆとりの日の取得を促進すること。また時間外労働を縮減すること。
 - ② 一日の労働時間を7時間30分とすること。
 - ③ 年休、夏期休暇を完全取得させるとともに夏期休暇等の日数を増やすこと。
 - ④ 恒常的残業をなくすため、月30時間、年間150時間を上限とし、事前に時間外命令をすること。
 - ⑤ 休日出勤は必要最小限とすること。
3. 職員の健康を守るため、次のことを行うこと。
 - ① 新VDT作業ガイドラインに沿った職場環境改善を推進すること。また、労働安全衛生対策を講ずること。
 - ② 「電子府庁」化に伴い、全職員にVDT特別検診を受検させること。また、検診内容を充実させること。
 - ③ 休憩時間を守らせること。また、休養室、男子更衣室を所属ごとに設置すること。
 - ④ 各職場の安全衛生委員会を定期的に開催すること。また、職員の心身の健康管理・メンタルヘルス、パワハラに関する研修会の開催に努めること。
 - ⑤ 遠距離の日帰り出張が職員の負担にならないよう、健康防止につとめること。
4. 働きやすく働きがいのある職場を作るため、次のことを行うこと。
 - ① 最終退庁簿及びカードリーダーによる退勤時間と申請された超勤時間の比較調査を行なうなどにより退勤管理を適正に行うこと。
 - ② 更衣ロッカーを一人一台とすること。
 - ③ 建設災害の防止のため安全対策を強化すること。
 - ④ 震災等大規模災害時に職員が救援活動を十分に行える服装などの装備や、食料、水、毛布等を備蓄すること。
 - ⑤ 水防指令が深夜に発令された場合は、タクシーを迅速に配車すること。やむを得ず自家用車で出勤する場合は公用車扱いとすること。
 - ⑥ 休憩時間を復活すること。
5. 次の諸手当について改善すること
 - ① 旅行雑費を復活すること。
 - ② 時間外手当の支給率を(125/100及び135/100を150/100に、150/100及び160/100を200/100に)改善すること。
 - ③ 用地交渉等手当を月額化するとともに引き上げること。
 - ④ 特殊現場手当を上げること。
6. 通勤時間は一時間以内とすること。
7. 港湾事業の府市統合に際して、労働条件の変更が予定されるときは必ず事前協議を行うこと。
8. ①マイナンバー制度については、業務として個人番号の収集・管理を行う事になる。
個人番号を業務で収集するにあたっては、職員に過度な負担が生じないようにすること。
②またマイナンバー制度についてはIT時代の国民総背番号制であり、情報漏洩、セキュリティの確保、プライバシー侵害の危険性が指摘されている。
したがって次のとおり要求する。
- ⑦源泉徴収など職員の個人番号収集について、提出しない職員に不利益がないようにすること。⑧個人カードを強制的に取得させることのないようにすること。
9. 分会、班の要求については、誠意を持って回答すること。

<要望事項>

1. 要求事項2に関連して
 - ① また各職場への労基署からの指導があった場合、その内容を明らかにすること。その指導に対しどのように対応したか明らかにすること。
2. 要求事項4に関連して
 - ① 人員配置については、適正配置に努めるとともに、支部・分会からの人員要求に誠実に応えること。また、欠員が生じた場合は、速やかに補充すること。
 - ② 2018年度の技術職員の人員採用計画を明らかにすること。
 - ③ 年間業務の執行計画を立て、計画的執行を行うこと。
 - ④ 業務改善について、支部と合意した項目を早急に実施すること。
 - ⑤ 地方公務員法による「自動失職」に関する特例条項を設ける分限条例の改正を行うよう関係部局に働きかけること。
 - ⑥ 公務上使用する名刺は、公費で負担すること。
 - ⑦ 水防指令が発令された場合の勤務時間について従前どおり発令された時点からとすること。
 - ⑧ 実情に応じて喫煙所を設置すること。
3. 人事異動については、公正、明朗に行い本人希望を尊重すること。
4. 相対評価は撤回すること。
5. 昇任については、公正、明朗に行うこと。また、技術職員の処遇を改善し、三類選考を拡大すること。
6. 職場のスペース拡大を行うこと。
7. 災害派遣の次年度以降の予定を明らかにすること。また派遣される職員の現地での処遇に留意すること。また日常業務に支障のない形で派遣すること。
8. 府政の情報公開をいっそう推進するとともに、汚職の防止はもとより公正な行政運営をすること。
9. 建設事業再評価の対象範囲を拡大すること。
10. 箕面森町の開発事業を中止すること。
11. 大阪府土地開発公社の財政健全化のため、保有資産の処分を早急に行うこと。
12. 道路、河川、下水、公園、港湾等の維持管理を充実させること。
13. 入札制度の改善に合わせて、必要となる人員等の確保に努めること。
14. 天下りについて反対し、庁内の人材の育成、登用を図ること。
15. 組合事務所を設置すること。
16. 要求事項8に関連して
個人番号の収集及び管理の責任体制を確立すること。研修を実施し制度の周知を行うこと。